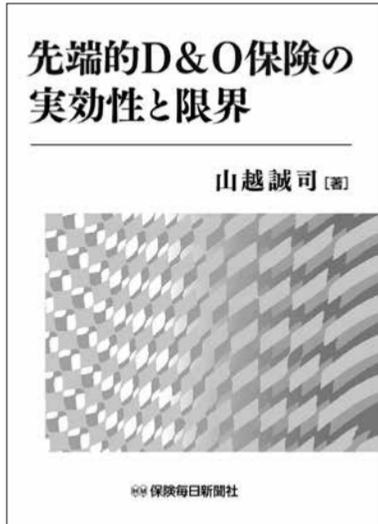


書 評

『先端的D&O保険の実効性と限界』

山越誠司 著



山越誠司氏(以下「著者」という)による本書は、わが国の伝統的D&O保険と対比してアメリカ型のD&O保険を「先端的D&O保険」と定義し、実効性と限界の観点からその分析を行うものである。令和元年改正会

社法の下で規定が整備され、注目度を高めつつあるD&O保険であるが、わが国において十分な研究の蓄積があるとは言い難い。本書はそのような先行研究の不十分な領域について、将来的な顕在化が予想される複数の課

報の範囲について検討する。

第3章では、わが国のD&O保険を理解するための前提として、アメリカの法制度やアメリカ型D&O保険の発展経緯等について論じる。

第4章から第6章では、グローバル保険プログラムとその問題点を中心に論じる。第一に、近時は日本企業の国際化に伴い、適用対象地域を全

認可保険規制との抵触可能性が生じること、そのような規制を受けて考案されたグローバル保険プログラムも完璧な対策とはなり得ないことを指摘する。第二に、管理職従業員や子会社役員を被保

険者に含めた場合には、それらの者と親会社役員の間で補償の奪い合いが生じ得ることを指摘する。そして、グローバル保険プログラム

限程度額の増額をけん制する。第一に、会社補償の最も重要な機能は役員に対する防御費用の前払いである旨を指摘する。第二に、わが国では会社法に基づき補償と基つかな補償の双方が許容されることを指摘し、両者の長短所を踏まえた実務上の活用方法を検討する。

第7章では、著者が特に重要視する事故のおそれの通知の問題について検討する。請求事故方式を採用するD&O保険では、被保険者が損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときにこれを保険者に通知すべき義務が課されてお

り、当該通知がなされた場合には通知時点の保険証券により補償を提供する一方、通知がなされな

った場合には保険者免責とされる。モラル・ハザード排除の観点から説明される規定であるが、解釈次第ではかえって保険者による恣意的な運用も懸念される。以上を前提に、D&O保険の意義を失わせないためにも客観的な事故のおそれの解釈が必要であること、その際の解釈基準として

者に対する事故のおそれの通知を具体的にを行うことが対策として重要であると。第二に、買収による支配権の変更が生じた場合、これを保険者が承認せず保険契約が終了するおそれがあること

から、対象会社の旧役員を保護するための単独ラウンド・カバリーのD&O保険の手法が有用であるとする。

第9章では、免責および告知の分離条項について論じる。第二に、伝統的D&O保険においては、一部の被保険者が保険始期前に知っていた状況に基づいて損害賠償請求がなされた場合に他の被保険者も免責とされるという酷な事態が生じる

セス方式も下のレイヤーの保険者が破綻した場合がゆえに認識し得た論点も含まれている。一般的な研究者論文とは区別される本書の特徴として、

第二に、先端的D&O保険に見られる確定判決免責事項は防御費用に対する補償の確保に有用である一方、被保険者間での利益相反の問題が生じ得ることを指摘し、対策として既存の事実免責と確定判決免責の組み合わせによる契約を提案する。

第11章では、社外役員特化型D&O保険について検討する。取締役会のあり方をモニタリング・モデルとして捉えた場合、社外役員と業務執行役員との利害が対立する局面が想定されること、そのような社外役員保護を目的とした社外役員特化型サイドA条件差D&O保険の必要性を論じる。

るが、その中には第一線で活躍する実務家であるがゆえに認識し得た論点も含まれている。一般的な研究者論文とは区別される本書の特徴として、

まずはこの点を指摘することが出来る。その一方で、本書は先端的D&O保険に関する論点を単に整理するだけでなく、諸外国の議論状況等も踏まえた意欲的な解釈論を展開する。この点には著者の研究者としての側面が反映されており(著者は本書と同名の博士論文により、博士(法学)の学位を取得している)、このこともまた本書の特徴を構成する。

以上を要するに、本書は実務の第一線で活躍する著者による、自身のバックグラウンドを最大限に活用した本格的な学術書であり、D&O保険に関するわが国の理論・実務の双方に高度の貢献を果たし得る、まさしく唯一無二の書籍であると評価できよう。

(A5判/326頁、保険毎日新聞社刊、23年11月10日発行、税込4180円)

第一線の実務家の視点による唯一無二の学術書

するために、情報開示規制の検討が求められると。その上で、第二に、合理的な費用負担による実効性の確保という観点から、開示すべき情

世界とし、管理職従業員や子会社役員を被保険者に含めたD&O保険が普及しつつあるが、海外子会社の役員を被保険者に含めた場合には各国の無

と一つ一つの保険契約で全世界のリスクに対応するには限界もあるとして、代替案としてハイブリッド型の保険契約を提示する。

かつた場合には保険者免責とされる。モラル・ハザード排除の観点から説明される規定であるが、解釈次第ではかえって保険者による恣意的な運用も懸念される。以上を前提に、D&O保険の意義を失わせないためにも客観的な事故のおそれの解釈が必要であること、その際の解釈基準として

は、一部は破綻した場合は問題を生じるとして重要である。第二に、買収による支配権の変更が生じた場合、これを保険者が承認せず保険契約が終了するおそれがあること

から、対象会社の旧役員を保護するための単独ラウンド・カバリーのD&O保険の手法が有用であるとする。

第9章では、免責および告知の分離条項について論じる。第二に、伝統的D&O保険においては、一部の被保険者が保険始期前に知っていた状況に基づいて損害賠償請求がなされた場合に他の被保険者も免責とされるという酷な事態が生じる

評者 木村 健登 (中央学院大学法学部講師)

第8章では、企業の倒産および買収時におけるD&O保険の機能について論じる。第一に、倒産企業においては破産管財人がD&O保険を解約する可能性があること、倒産企業の役員は中長期的に賠償請求リスクにさらされ続けることを指摘する。その上で、これらのいずれについても、保険

第10章では、支払限度額の増額がもたらす課題と被保険者間の利益相反の問題について論じる。

第一に、D&O保険の支払限度額の増額方法については、リスク管理の観点からエクセス方式に優位性があるものの、エク

本書の特徴として、著者はD&O保険を専門とする実務家である。本書は先端的D&O保険に関する多数の論点を検討す